

Title	ジャン・ ボナムール、ルネ・ ジロー編 『ミュンヘン、一九三八年：神話と現実』
Sub Title	Jean Bonamour & René Girault, eds., "Munich, 1938 Mythes et Réalités (Revue des Études Slaves)
Author	渡辺, 啓貴(Watanabe, Hiroataka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1981
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.54, No.10 (1981. 10) ,p.169- 174
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19811015-0169">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19811015-0169</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 紹介と批評

Jean Bonamour & René Girault, eds.

*Munich, 1938 Mythes et Réalités*

(*Revue des Etudes Slaves*)

Institut National D'Études Slaves, Paris, 1979, pp. 255.

ジャン・ボナムール、ルネ・ジロー編

『ミュンヘン、一九三八年

——神話と現実——』

はじめに

ここで紹介する『ミュンヘン、一九三八年——神話と現実——』は、一九三八年のズデーテン危機をめぐるヨーロッパの諸状況についての論文集である。

侵略国ナチスドイツの前に小国チェコを生贄として献じたミュンヘン協定は、第二次大戦前史における一連の有和政策の中でも英仏にとつて最も屈辱にみちた事件であった。研究史上、このミュンヘン協定のもたらした結果が大戦勃発の一つの遠因となつたという見

紹介と批評

方は今日においても依然として揺ぎないものであるが、七〇年代以降、一部史料の公開など研究事情の好転によつて、新たな発見や史実の再解釈がなされるようになってきている。本書は、このような進歩著しい最近の研究動向の中に位置づけられるべき論文集である。

周知のように、ミュンヘン協定に関する研究は実に膨大な数に上る。と同時に、その研究アプローチの視角も多様であり、そのことは兩大戦間の様々な歴史的矛盾の発現であるこの事件が内包する問題の複雑さを示している。本書は、従来から議論されている多くの問題点を網羅的に扱いつつも幾多の再解釈が試みられており、その点が本書のいま一つの特徴ともなっている。

以下、本書の紹介にあたっては、説明の便宜上、東欧諸国の対外政策、英仏の対応、チェコスロヴァキアのおかれた状況の三点に分けて論述したいと思う。

なお、因みに本書の構成は左の通りである。

### チェコスロヴァキア——国際関係の対象——

#### 序文

ハンガリーとチェコスロヴァキア

ポーランドの政策とチェコスロヴァキア

ミュンヘン会談以前の英仏政策決定における軍事的要因

エドゥアール・ドラディエとミュンヘン会談時の工業動員問題

A・P・アダムスウェイト

E・ドゥレオ

一九三八年のドイツの状況とチェコスロヴァキアにおける合理性の問題

G・ロード

J・B・デュロゼル

M・アダム

H・パトゥスキー

A・P・アダムスウェイト

E・ドゥレオ

G・ロード

一六九 (一八七五)

一九三八年時のフランス世論にみるチェコスロヴァキア問題

一九三八年のチェコスロヴァキアの現実

外交官オススキーとフランスにおける行動

ミュンヘン会議直前のチェコスロヴァキア——国内状況

A・マレ

B・ミシエール

A・スニヤダレク

A・テエイコヴァ

H・ランベルク

M・ハウナー

J・リュブニク

R・ジロー

一九三八年ミュンヘン会議——経済的再評価

チェコスロヴァキア国内におけるドイツ人問題

軍事要因としてのチェコスロヴァキア

ミュンヘン会議時のチェコスロヴァキア共産党

結び

証言

A・ペラール、J・シヨヴェル、J・ダリダン、R・マスイグリ、

I・フライヒマン、C・テイロン

なお、各論文のうちには討論(discussion)が付されているものもある。

一、東欧諸国の対外政策

——ハンガリー、ポーランドの外交——

ズデーテン危機時の東欧諸国の対外政策についてはこれまで必ずしも綿密な議論がなされてきたとはいえず、一般に疑似ファシスト政権による親独外交としてドイツに対する従属性を強調するのが今日までの傾向であった。本書では、こうした立場に対して、むしろ東欧諸国の主体性に重点をおいた分析がなされている。

アダムは、西欧諸国、独伊、小協商諸国との関係の中で動揺したズデーテン危機時のハンガリー外交について論じているが、彼によると、イギリスがズデーテン問題への積極的コミットメントを最終避けたために、ハンガリー外交は、一つには、対独伊枢軸国との関係、一つには、小協商諸国との関係により直接的に規制されざるをえなかつた。

ハンガリーの対枢軸国政策は、ドイツの勢力増大にともない、二〇年代の親伊的政策から親独的政策へ変化していったのであるが、同時に、このことはハンガリーの対小協商諸国政策がイタリアよりの対ルーマニア接近策からドイツよりの対ユーゴ接近策へと移行していったことを意味する。本来、戦争を回避しつつ、他方で、国境修正(トリアノン条約で失った南部スロヴァキア、カルパトウクライナの回復)を企てるというハンガリーの目標は、ズデーテン危機に際して英仏列強とルーマニア、ユーゴの不介入を前提にしたチェコの孤立化によつてのみ実現可能であつた。したがつて、ハンガリーはユーゴに紛争の際の中立化を迫ると同時に、チェコを他の小協商同盟諸国から引き離そうと試みるが、ユーゴの曖昧な態度や暫定協定(Tacord de Bled)の失敗(ルーマニア、ユーゴはチェコの参加を主張、協定は調印発効されなかつた)によつてハンガリーのこの企図は奏功しなかつた。その反面、ドイツとの関係は八月のホルティらハンガリー代表の訪独にみられるように一層緊密になつていったのである(二月二日ウィーン裁定)。

アダムの論文に比べると量的にも少く、議論内容も大雑把である

が、パトゥスキーもこれまでのドイツの対東欧政策を中心にした見方を排してズデーテン危機をめぐるポーランド外交を主体的に捉える立場を示している。すなわち、パトゥスキーによれば、ポーランドの親独的外交はチエコからの領土獲得（シュレジエン東南部、カルバートルテニア）を容易にするための一時的手段として捉えられるのであつて、その見地からすると、歴史的、心理的、経済的レヴェルに及ぶ総合的關係としての対チエコ關係こそが中心課題とさるべきなのである。両国關係は、第一次大戦後の領土問題をめぐる対立を基本にチエコ領内ポーランド系少数民族問題や言語問題など様々な形をとつて表面化していつたのであるが、パトゥスキーによればとりわけ両国の外交指導者、つまり、ベックとベネシュとの個人的感情的対立は、そうした両国間の角逐を最も象徴的に示しているばかりか、両国關係の險惡化の中心的要因として捉えられるべきなのである。

以上にみたように、こうした東欧諸国の外交政策を主体的に取り扱つた分析視角は、従来見落されがちであつた事実に対して光を照射することになるのはもとより、主に、西欧列強対チエコという二分的、主従關係の図式によつてこれまで捉えられていた東欧が、実際には、その弱体化を導く契機となる利害關係の錯綜する複雑な内部事情を自ら包蔵していたことをよく説明するものであろう。

## 二、英仏列強の対応

——とくにフランスの場合——

ミュンヘン會談の一方の担い手であつた英仏にとつて、この會談

は一連の対獨宥和政策の頂点を示すものであつたが、その原因はしばしば英仏の軍備不足やとりわけフランスで顕著であつた「退嬰主義」に求められる。これらの点についても以下のような指摘がなされている。

アダムスウエイトによるならば、軍備不足は、ズデーテン地方の割譲、東欧への英仏軍の不介入などの一連の政策を正統化するための口実として用いられたにすぎないのであつて、軍事戦略的観点からの配慮は英仏の政策決定にとつて中心的要因ではなかつた。独逸合邦以後、三八年四月の英仏會談で英仏指導者はチエコを実質的に放棄する点については合意をみており、それは軍備不足を必要以上に強調するイギリス代表の過度の悲觀論によつて形式的には裏付けられる。九月の時点では、もつぱらヒトラーの要求を満たすための方法が問題になつたにすぎなかつた。もし、チエコに対する義務履行を英仏が本気に考えていたのであれば、軍備不足はソ連という駒を有効に用いることによつて補足しえたはずである。ここで、アダムスウエイトは、軍事的要因を二義的位置におくことによつて英仏対獨伊の対立という二分的枠組よりも、むしろ英仏獨伊四国間の緊張緩和といういわゆる「四国協調」の枠組の中でミュンヘン協定を理解しようという宥和政策研究における一つの新しい立場を間接的に表明しているかにみえるのである。

とはいえ、英仏の軍備不足は實際のところ否み難い現実であり、たとえ、それが、アダムスウエイトが主張するように中心的要因ではないとしても、英仏の対獨宥和政策の間接的一要因となつたのは

確かであろう。

こうした観点から、ドゥレオは、フランスの軍備増強策に関して、一つにはそのための前提となる国内経済再建策を含む一連の国内政策、一つには軍備及び経済協力を目的とした対英米接近という二つの点について論じている。国内政策の面では、ダラディエ政権を戦時内閣<sup>1</sup>強権内閣として特徴づけた一連の委任立法(首相の権限の一次的強化)、とりわけ工業動員のための「戦時下の国家組織(organisation de la nation pour le temps de guerre)」に関する三八年七月一日の法律に代表される行政上の諸改革が試みられたが、実際には機構内部の複雑さや関係、軍上層部での意見の対立などに阻まれて円滑に実施されず、ミュンヘン会談までに著しい成果を挙げるには至らなかつた。フランスの経済再建が明らかになるのは、一九四〇年になつてからといわれる。他方、アメリカからの戦闘機購入計画、イギリスからの食料品、石炭などの物資輸入計画は、いずれも三八年の段階では見通しが立っていなかつた。このようなドゥレオの指摘は先のアダムスウェイトの立場とは異つて、従来からの英仏軍備不足論を立証しようとするものであろう。

軍備問題同様、特にフランスの場合問題とされるのは、「退嬰主義」<sup>イモビリスム</sup>、すなわち、現状維持を強く希求するフランス国民の精神的傾向である。マレは、ズデーテン危機時のフランスの諸新聞の論調を綿密に分析し、当時の世論動向を明らかにしようとしている。マレによれば、当時のフランスにとつては、東欧諸国との同盟を放棄して英独伊との接近をはかるか、それとも仏ソ軍事条約を締結し、連

盟流の集団安保体制を支持するか、という二つの選択肢が考えられたが、いずれを支持するかについて、政党、知識人、労組を含む大部分のフランス人は立場を明らかにすることができず、矛盾にみちた当時の新聞の論調は外交政策に対するフランス人全体の無定見ぶりを示している。したがつて、チェコに対する認識も全般に感情的レヴェルで捉えられることが多く、それは、三八年五月以降にわかになズデーテン問題が話題にされたことやチェコに対する侮蔑感やベネシエ個人に対する中傷を表明した記事によつて知ることができる。対チェコ条約はすでに失効しており、少数民族問題はもはやフランス人にとつて大きな関心事ではないという気分が当時支配的で、『ユマニテ』でさえ、どちらかといえば、スペイン内乱に紙面を費すという有様であつた。東欧諸国、とりわけフランスと関係の深いチェコでさえもフランスの対外政策において第二義的意味しか有していない、という見方が趨勢をしめていたのであつた。

軍備不足や国内世論動向は、いわゆる「対英追従」と呼ばれるフランスの一連の柔弱な対外姿勢に直接間接に影響を与えたのは確かである。が、以上にみたように、それは単に軍事レヴェルの問題にとどまるものではなく、フランスの対外政策全体、また国内政治経済状況との関連において、いわば「連繫」<sup>リシヤン</sup>の観点から分析されるのが最近の研究の大きな特徴であるといえよう。

### 三、チェコスロヴァキアの状況

ズデーテン危機の直接の当事者でありながら、ミュンヘン会談に

その代表を列席させることのできなかつたチェコスロヴァキアのおかれた状況はどのようなものであつたらうか。この点に関して従来よく指摘されるのは、大統領ベネシュと首相ホッジャの対立に象徴される国内の分裂状況や英仏列強の東欧からの「撤退」によつて三〇個師団とも呼ばれる強大なチェコの軍事力が見殺しにされたという事実である。本書においても、これらの点をめぐつてチェコの軍事的経済的背景を含む国内状況全般からの分析がみられる。

スニャダレクは、チェコの国内状況を兩大戦間の全期間に遡つて論じている。兩大戦間期のチェコの国内情勢はオーストリア・ハンガリー帝国の遺制を強く刻印したまま社会、宗教問題をめぐるチェコスロヴァキア内部の民族対立を背景に展開していつた。ここでスニャダレクは兩大戦間のチェコを一九一八年から二五年、二五年から三五年、三五年から三八年の三つの時期に区分するという興味深い歴史的視座を示している。とりわけ、第三期の開始にあたる三五年は、マサリクからベネシュへの権力委譲が行われ、政治勢力の再編成がなされたことやチェコ・ソ連相互援助条約の締結（共産党の与党支持）などにみられるように画期的転換の年であり、ここにミュンヘン協定にいたるまでの体制が一応整つたのである。その後のチェコの国内情勢はベネシュの親仏ソ政策を批判する右翼勢力の伸長によつて動揺していつたのは確かであるが、にもかかわらず、スニャダレクによれば、チェコ国内の多くの勢力は民主主義体制（反ファシズム）を堅持する立場を貫こうとしたのであり、ズデーテン地域の割譲という悲劇的結末を招いた主要因は、結局のところ、チ

ェコ自身の国内的混乱よりもドイツの強圧的態度と英仏の弱腰に求めらるべきなのである。

このようなチェコの国内政治、社会に注目した分析に対してティコヴァは経済的側面から分析を試みている。ティコヴァは、欧米列強の対チェコ投資状況を銀行、鉄、機械、化学などの部門別に分析し、チェコが兩大戦間期欧米列強の対東欧資本投下のための前哨基地であつたことを立証しながら、ズデーテン危機時の英仏の対応について以下のような指摘を行つている。

従来、英仏の対獨有和政策は、三〇年代の英仏の東欧からの利権の撤退とそれともなうドイツの経済的プレザンスの拡大という説明によつて合理化されてきた。これに対して、ティコヴァは、三八年一月二月になつてシュネーデルがシュゴダ工場の利権を売却した事実をあげて、ミュンヘン会談以前に西欧列強が対東欧資本を引き揚げた形跡はないと主張している。ドイツがチェコ銀行の利権を接収するのは三九年三月ブラハ侵攻以後のことであつた。

チェコのおかれた軍事、戦略的状况についても、ハウナーが検討を加えている。ドイツと二、〇〇〇キロ以上にわたつて国境を接するという戦略的地理的マイナス要因、空軍の設備が旧式であつたことや要塞設備が不完全であつたこと（ミュンヘン会談当時完成には一年を要するとみられていた）などの物理的要因、チェコ軍内でドイツ人兵士の占める割合が高いことや彼等の忠誠心に対する不安、その土気の低下ぶりなどの精神的要因、不安定な対ソ・対保關係にみられる外交的要因などがチェコの行動を強く規制したのは確かであ

る。とはいえ、軍事費が公共部門の半分を占め、その対国民総生産比率がドイツとほぼ同じであったことや武器保有量が当時ヨーロッパ第六位であったという事実はチエコが当時世界有数の軍事大国であったことを示しているし、実際に、一九三八年九月の時点でチエコ軍とドイツ軍は数量面で均衡を保つていたといわれている。ハウナーは、チエコの軍事力を以上のように評価することによつてズデーテン危機に際してチエコが東欧の均衡維持のために貢献しえた可能性を強調しようとしているのである。

以上にみた諸研究は、当時のチエコが従来からいわれているような西欧列強に対する従属的地位に甘んじるものではなかつたことを示している。

## 結 び

ジローは、本書全体の結論部分でこれまでの「神話」に終止符をうつのが本書の目的であると述べているが、以上にみてきた諸論文においてその企図は明らかであろう。

ジローが述べるように、このズデーテン危機の最も基本的問題は、チエコスロヴァキアの新興多民族国家としての性格そのもの求められよう。すなわち、多民族問題は、内に国民統合の障害となつて独立間もないチエコを動揺させることになつたばかりか、対外的には、東欧諸国間の不和を醸成させる原因となつたのである。

一方、英仏の対応はきわめて矛盾に満ちたものであつたといえ、それは「ヨーロッパの安定」ハヴェルサイユ体制に代わる新し

い体制、つまり、英仏独伊を中心にした「ヨーロッパの平和」という理念に支えられたものであつた。対独伊、対東欧外交をめぐることは、フランスにおけるボネとダラディエとの角逐にみられるように必ずしも指導者間で合意が成立していたとはいえないが、ともかく、ミュンヘン会談によつて戦争が回避されたことは当時の指導者にヨーロッパにおける新しい体制を強く希求させることになつたのは明らかであろう。だが、この理念は、より根本的には、英仏指導者の樂觀的な対独認識に依拠していた。すなわち、彼らは、「第二帝制下の伝統的帝国主義の延長上」においてナチスドイツの膨脹主義を捉えることなく、両者間に連続性はないという認識のもとに構想し、行動したのである。

さらに、こうした一連の対独政策を生み出した英仏の政策決定機構についての分析も不可欠である。本書の巻末に付されている当時の外交官らの証言 (testimonies) は、非公式のものではあるが、その意味では示唆的であろう。たとえば、当時フランス外務省政治局長の任にあつたマシィグリでさえ、軍備状況や重要な指令について詳しい情報を得ていなかったという事実は、当時のフランスの政府機構の硬直性と政府内の不統一を示すものとして興味深い。

本稿で論じた諸点は、こうした第二次大戦前史研究の基本的枠組みの中で位置づけることができる。そして、これまでとは異つた視角からの分析と新たな事実の裏付けによる画期的な多くの主張が収められている本書のもつ重要性は十分に評価されてしかるべきであろう。